

別紙

たな卸資産の特別な評価方法の承認申請書



昭和 年 月 日  国税局長殿	納 税 地	
	法 人 名	
	代表者氏名印	
	事 業 種 目	

(日本工業規格 B5)

次のたな卸資産の評価については、特別な評価方法によりたいので申請します。

事 業 の 種 類	資 産 の 区 分	評 価 方 法
業		

承認を受けようとする特別な評価方法の内容

後入先出法に準じているかどうかの別 準じている。 準じていない。

特別な評価方法を採用しようとする理由

その他の参考事項

### たな卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領

- 1 たな卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第28条の2第1項（たな卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行なおうとする場合には、この書式による申請書を提出してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に提出してください。
- 3 たな卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第29条第1項に定める資産の区分ごとに行なうことになっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。この場合、事業所ごとに選定するときまたは資産の区分をさらに細分するときは、その旨および理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。
- 4 各欄の記載は、次によります。
  - (1) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとするたな卸資産にかかる事業の種類を具体的に記載してください。
  - (2) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとするたな卸資産を3の選定区分により記載してください。
  - (3) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。
  - (4) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価の方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。

なお、「後入先出法に準じているかどうかの別」は、その採用しようとする特別な評価の方法が法人税法施行令第28条第1項第1号ハ（たな卸資産の評価の方法）に掲げる後入先出法による原価法またはその後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法に準じているかどうかにより、該当する文字を○で囲んでください。
  - (5) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。